

機械設備工事共通仕様書

【上下水道編】

平成 2 3 年 9 月制定

平成 2 7 年 4 月一部改正

令和元年 6 月一部改正

京都市上下水道局

5. 発注者は、第1項に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。
6. 受注者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。

1 1 10 工事の着手

受注者は、**特記仕様書**に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、速やかに工事に着手しなければならない。

1 1 11 工事の下請負

受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

1. 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
2. 下請負者が京都市の競争入札有資格者である場合には、入札参加停止期間中でないこと。
3. 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。

1 1 12 施工体制台帳

1. 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結するときは、その金額に関わらず施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、速やかにその写しを監督員に提出しなければならない。
2. 第1項の受注者は、**工事における**各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に**提出**しなければならない。
3. 第1項の施工体制台帳及び第2項の施工体系図の作成に当たっては、「**施工体制台帳の作成等について**」(最終改正：平成31年3月29日国土建第499,500号)及び国土交通省のホームページに記載されている作成例を参考にすること。
4. 第1項の受注者は、次の号に掲げる書類の写しを施工体制台帳に添付し、速やかに監督員に**提出**しなければならない。

なお、(2)から(5)の書面については、監督職員の指示に従い提出すること。

- (1) 下請契約書(2次以下の下請契約書も含む) **または発注書及び請書**
発注書及び請書による場合は、基本契約書または基本約款の添付が必要である。
- (2) 監理技術者資格を有することを証する**書面**

- (3) 当該監理技術者が、作成特定建設業者の常勤の自社社員であり、開札日において、引き続き3箇月以上の雇用関係があることを証する書面
 - (4) 主任技術者資格を有することを証する書面
 - (5) 当該主任技術者が作成特定建設業者の常勤の自社社員であり、開札日において、引き続き3箇月以上の雇用関係があることを証する書面
 - (6) 建設業法に基づく許可書等、建設業の許可を有することを確認できる書面の写し(元請負者及び全ての下請負者)
5. 第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者(下請負者を含む)及び受注者の専門技術者(専任している場合のみ)に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。

(名札の例)

監理(主任)技術者	
氏名	
工事名	
写真	工事
2 cm × 3	工期 自 年 月 日
cm 程度	至 年 月 日
会社	建設(株)
	印

注1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注2) 所属会社の社印とする。

6. 第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図及び第4項に掲げる添付書類に変更が生じた場合は、そのつど速やかに監督員に提出しなければならない。

1 1 13 受注者相互の協力

受注者は、契約書第2条の規定に基づき隣接工事または関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

1 1 14 調査・試験に対する協力

1. 受注者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査および試験に対して、監督員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。
2. 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
 - (1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしな